

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カンセイウギョウ カンセイガイシャ 管清工業 株式会社  
 住所 東京都世田谷区上用賀1丁目7番3号  
 代表者氏名 ダイゴウ トシマツヤク ハセガワ ケンジ 代表取締役 長谷川 健司  
 電話番号 03-3709-4691  
 FAX番号 03-3709-4920  
 メールアドレス [h-ohara@kansei-pipe.co.jp](mailto:h-ohara@kansei-pipe.co.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 管清工業 株式会社

住 所 東京都世田谷区上用賀1丁目7番3号

代表者氏名 代表取締役 長谷川 健司



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 長谷川 健司 取 締 役 伊藤 岩雄 取 締 役 鈴木 正二 取 締 役 鈴木 英一 取 締 役 飯島 達昭 取 締 役 篠原 廣明 監 査 役 鈴木 敦雄 監 査 役 若林 孝徳	
事業の範囲	国内外での上下水道施設の維持管理及びコンサルタントに関する事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	管清工業工業株式会社奈良事業所
上記事業所の所在地	郵便番号 636-0202 住所 奈良県磯城郡川西町結崎747-7  電話番号 0745-42-2090 F AX番号 0745-42-2091 メールアドレス h-ohara@kansei-pipe.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
オハラ ヒデユキ 小原 秀之	第252279号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	各種	3	
	塩ビカッター	13mm～25mm	1	
	〃	13mm～50mm	1	
	パイプカッター	6mm～50mm	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	各種	2	
	パイプねじ切り器	手動式・80A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	200mm	1	
	〃	350mm	1	
	〃	600mm	1	
	プライヤ	250mm	1	
〃	300mm	1		
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	手動式・4.0MPa	1	
安全機器・ その他	残留塩素測定器	DPD テストキット 各濃度（酸素・硫 化水素・二酸化炭 素・可燃性ガス） ファン300Φ、100V 吐出量120L/min、 100V	1	
	酸素濃度等測定器		1	
	送風機		1	
	水中ポンプ		1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 管清工業 株式会社

住 所 東京都世田谷区上用賀1丁目7番3号

代表者氏名 代表取締役 長谷川 健司



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

東京都世田谷区上用賀一丁目7番3号  
管清工業株式会社

会社法人等番号	0109-01-002720	
商号	管清工業株式会社	
本店	東京都世田谷区上用賀一丁目7番3号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	平成18年 9月21日変更 ----- 平成18年11月 1日登記
会社成立の年月日	昭和37年10月4日	
目的	1. 国内外での上下水道施設の維持管理業及びコンサルタントに関する事業 2. 上水、下水の給排水設備及び空調設備の設計、施工に関する事業 3. 産業廃棄物に関する事業 4. 土木工事並びに管工事に関する事業 5. 測量及び調査に関する事業 6. 上下水道施設の維持管理技術者の派遣に関する事業 7. 下水道機材の製造、販売に関する事業 8. 前各号に付帯する一切の事業 平成18年 9月21日変更 平成18年11月 1日登記	
発行可能株式総数	64万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 43万8000株	平成14年 4月 1日変更 ----- 平成14年 4月 4日登記
資本金の額	金2億5000万円	平成14年 4月 1日変更 ----- 平成14年 4月 4日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年 9月21日変更 平成18年11月 1日登記	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>長谷川健司</u>	平成29年 9月13日重任
			平成29年 9月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>長谷川健司</u>	令和 1年 9月11日重任
			令和 1年 9月18日登記
	取締役	長谷川健司	令和 3年 9月10日重任
			令和 3年 9月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>篠原廣明</u>	平成29年 9月13日重任
			平成29年 9月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>篠原廣明</u>	令和 1年 9月11日重任
			令和 1年 9月18日登記
	取締役	篠原廣明	令和 3年 9月10日重任
			令和 3年 9月28日登記
<u>取締役</u>	<u>伊藤岩雄</u>	平成29年 9月13日重任	
		平成29年 9月25日登記	
<u>取締役</u>	<u>伊藤岩雄</u>	令和 1年 9月11日重任	
		令和 1年 9月18日登記	
取締役	伊藤岩雄	令和 3年 9月10日重任	
		令和 3年 9月28日登記	
<u>取締役</u>	<u>小野友義</u>	平成29年 9月13日重任	
		平成29年 9月25日登記	
		令和 1年 5月19日辞任	
		令和 1年 5月24日登記	

	取締役	<u>鈴木正二</u>	平成29年 9月13日重任
			平成29年 9月25日登記
	取締役	<u>鈴木正二</u>	令和 1年 9月11日重任
			令和 1年 9月18日登記
	取締役	<u>鈴木正二</u>	令和 3年 9月10日重任
			令和 3年 9月28日登記
	取締役	<u>鈴木英一</u>	平成29年 9月13日重任
			平成29年 9月25日登記
	取締役	<u>鈴木英一</u>	令和 1年 9月11日重任
			令和 1年 9月18日登記
	取締役	<u>鈴木英一</u>	令和 3年 9月10日重任
			令和 3年 9月28日登記
取締役	<u>西山宏</u>	平成29年 9月13日重任	
		平成29年 9月25日登記	
		平成30年 5月31日辞任	
		平成30年 6月 6日登記	
取締役	<u>飯島達昭</u>	令和 1年 9月11日就任	
		令和 1年 9月18日登記	
取締役	<u>飯島達昭</u>	令和 3年 9月10日重任	
		令和 3年 9月28日登記	
東京都世田谷区代田四丁目2番32号 代表取締役	<u>長谷川健司</u>	平成29年 9月13日重任	
		平成29年 9月25日登記	
東京都世田谷区代田四丁目2番32号 代表取締役	<u>長谷川健司</u>	令和 1年 9月11日重任	
		令和 1年 9月18日登記	
東京都世田谷区代田四丁目2番32号 代表取締役	<u>長谷川健司</u>	令和 3年 9月10日重任	
		令和 3年 9月28日登記	

東京都世田谷区上用賀一丁目7番3号  
管清工業株式会社

	監査役	若林孝徳	平成27年 9月10日重任
			平成27年 9月17日登記
	監査役	若林孝徳	令和 1年 9月11日重任
			令和 1年 9月18日登記
	監査役	鈴木敦雄	平成27年 9月10日就任
			平成27年 9月17日登記
	監査役	鈴木敦雄	令和 1年 9月11日重任
			令和 1年 9月18日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により		平成13年 4月12日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和 3年11月30日

東京法務局  
登記官

白井成彦



定 款



管清工業株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は、管清工業株式会社と称する。

また、英文では、KANSEI Companyと表示する。

### 第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 国内外での上下水道施設の維持管理業及びコンサルタントに関する事業
- (2) 上水、下水の給排水設備及び空調設備の設計、施工に関する事業
- (3) 産業廃棄物に関する事業
- (4) 土木工事並びに管工事に関する事業
- (5) 測量及び調査に関する事業
- (6) 上下水道施設の維持管理技術者の派遣に関する事業
- (7) 下水道機材の製造、販売に関する事業
- (8) 前各号に付帯する一切の事業

### 第 3 条 (本店所在地)

当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

### 第 4 条 (公 告)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、64万株とする。

### 第 6 条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

### 第 7 条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### 第 8 条 (相続人等に対する株式の売渡請求)

当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

### 第 9 条 (名義書換)

株式取扱者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取扱者とその取得した株式の株主として株式名簿に記載され、若しくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場

合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求することができる。

#### 第10条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき、質権の登録又は信託の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印の上、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

#### 第11条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

#### 第12条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び株主名簿に記載または記録された質権者またはその法定代理人は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2. 前項に掲げる者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所を定め、住所に代えてこれを届け出するか若しくは日本国内に住所または居所を有する代理人を定め、その代理人につき、前項の届出をしなければならない。
3. 前各号の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、これを届け出なければならない。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（召集時期）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヵ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを召集する。

2. 株主総会を召集するときは、開催日の1週間前までにその旨通知する。

#### 第14条（召集者及び議長）

株主総会は、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がこれを召集し、その議長となる。

2. 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位に従って他の取締役がこれに代わる。

#### 第15条（総会の招集地）

株主総会の招集地は、本店所在地または東京都内とする。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主またはその法定代理人は、当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、代理権を証する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。

#### 第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

ただし、法令または定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席取締役が記名、押印の上、会社に保存する。

2. 議事録は10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置くものとする。

### 第4章 取締役、取締役会及び監査役

#### 第19条 (員数)

当会社には、取締役会及び監査役を置く。

2. 取締役は、9名以内とする。
3. 監査役は、2名以内とする。

#### 第20条 (選任)

取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
3. 取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

#### 第21条 (任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。
4. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第22条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会の決議により、代表取締役社長1名を定める。

2. 代表取締役社長は、当会社を代表し、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統括する。
3. 前1項のほか、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を置くことができる。

#### 第23条 (報酬等)

取締役及び監査役の報酬等(退職慰労金を含む。)は、それぞれ「取締役報酬等」、「監査役報酬等」として、株主総会の決議によりこれを定める。

#### 第24条 (相談役、顧問)

取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

2. 相談役、顧問に関する事項については、定款に定めるもののほか、取締役会において定める相談役・顧問規程による。

#### 第25条 (執行役員)

取締役会の決議により、6名以内の執行役員を置くことができる。

2. 執行役員に関する事項については、定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。

#### 第26条（招集及び議長）

取締役会は代表取締役社長がこれを召集し、その議長となる。

2. 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位に従って他の取締役がこれに代わる。
3. 取締役会の招集通知は、会日から4日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急その他必要がある場合は、取締役及び監査役全員の同意を得て、召集の手続きを省略することができる。

#### 第27条（権限）

取締役会は、特に法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定するとともに各取締役の職務執行状況を監督する。

#### 第28条（決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

#### 第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、別に定める取締役会規程による。

## 第5章 計 算

#### 第30条（事業年度）

当社の事業年度は、1ヵ年とし、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

#### 第31条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。

#### 第32条（中間配当）

当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

#### 第33条（除斥期間）

剰余金の配当及び中間配当金が、支払開始の日から満3年経過しても受領のない場合は、会社は支払の義務を免れる。

## 附 則

#### 第34条（法令の適用）

この定款に規定のない事項は、総て法令の定めるところによる。

#### 第35条（施行）

この定款は、平成17年10月5日より施行する。

この定款は、平成18年9月21日より施行する。

この定款は、令和元年 9 月 11 日より施行する。

以上

この写しは原本に相違ないことを証明する。

令和 3 年 / 2 月 22 日

東京都世田谷区上用賀 1-7-3

管清工業株式会社

代表取締役 長谷川 健司





第二五二二七九号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 小原 秀之

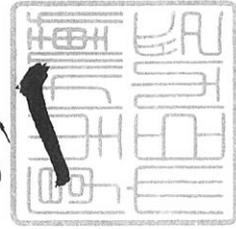
昭和四十六年一月二十七日生

水道法昭和二十一年法律第七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月六日

厚生労働大臣

叶保子



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第252279号  
免状交付日 平成21年2月6日  
本籍 兵庫県  
氏名 小原 秀之  
生年月日 昭和46年1月27日

写真の書換え期限  
2029年5月31日

厚生労働大臣指定試験機関

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



鉄板焼きゆっこ

割烹 魚武

魚武  
居酒屋・お手頃

ローキーズNEO  
魚店

野菜カフェ 旬菜きくち家

結崎3号公園(三角公園)

天理王寺線

結崎公民館

天理警察署 川西交番

ヘアサロン ビエーナ

〒636-0202 奈良県磯城

中和進学塾

川西結崎郵便局

ル・ソレイユ結崎

くわはら

藤田自動車整備工場

南都銀行 結崎支店

川

天理王寺線

杉井ビル

学研教室 結崎  
たんぼほ教室

フラワーショップおぐや

100円ショップ  
おぐやま結崎店  
100円ショップ

奈良県買取専門 お  
たからや スーパー  
リサイクルショップ

出屋敷公園

占いローラ

ばん処ととかか

手づくりうどん 美ノ吉

阪南線

結崎

Google

結崎1号公園  
臨時休業

森川商店

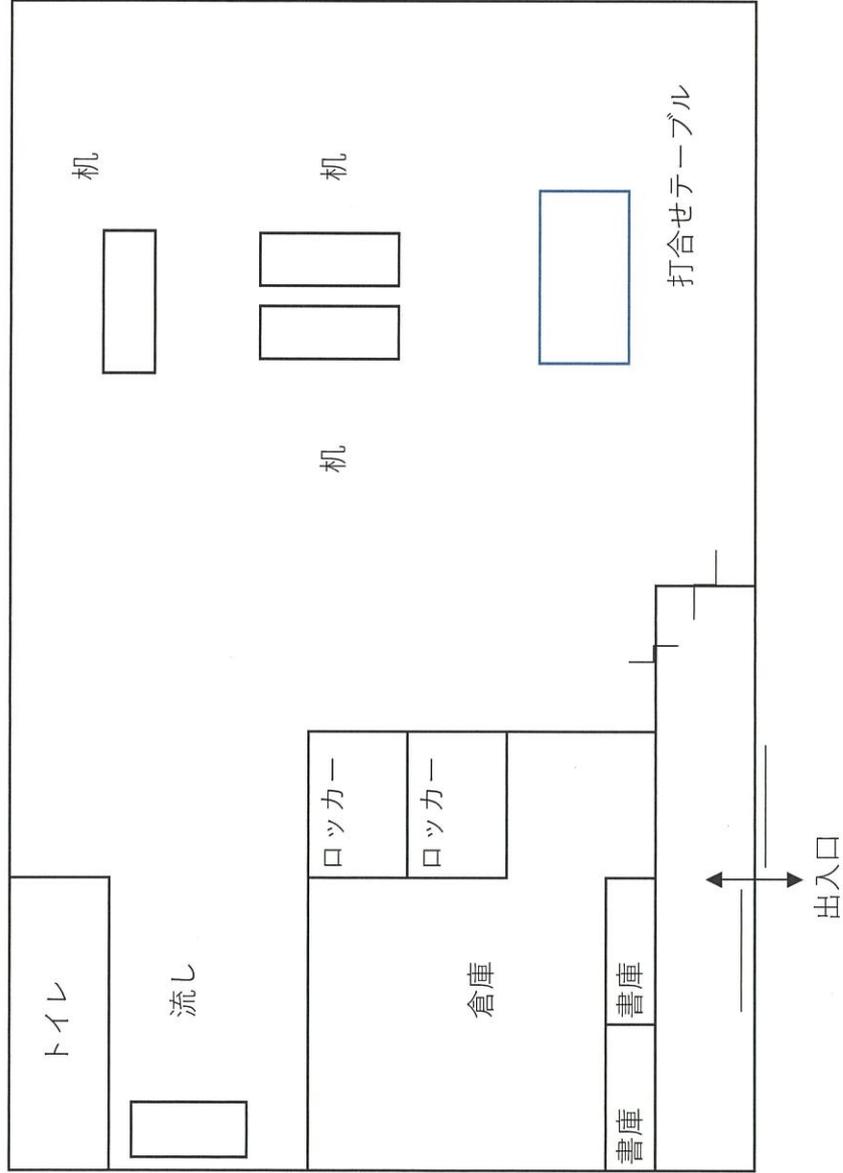
天理教 糸井分教会

松本燃料店

横田公園

たのきおはみ庄

平面図







管清工業株式会社
奈良事業所
室内



管清工業株式会社
奈良事業所
室内



管清工業株式会社
奈良事業所
室内

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カンセイウキョウ カンシキガイシャ 管清工業 株式会社  
 住所 東京都世田谷区上用賀1丁目7番3号  
 代表者氏名 ダイヨウトシマリアク ハセガワ ケンジ 代表取締役 長谷川 健司  
 電話番号 03-3709-4691  
 FAX番号 03-3709-4920  
 メールアドレス [h-ohara@kansei-pipe.co.jp](mailto:h-ohara@kansei-pipe.co.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 東京都世田谷区上用賀1丁目7番3号  
住 所 管清工業工業株式会社  
代表者氏名 代表取締役 長谷川 健司



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解任  
の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	管清工業株式会社 奈良事業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
小原 秀之	第252279号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二五二二七九号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫 県

氏名 小原 秀之

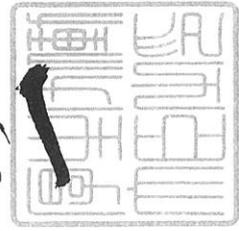
昭和四十六年一月二十七日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月六日

厚生労働大臣

野田 子



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第252279号  
免状交付日 平成21年2月6日  
本籍 兵庫県  
氏名 小原 秀之  
生年月日 昭和46年1月27日

写真の書換え期限  
2029年5月31日

厚生労働大臣指定試験機関

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長

